

◇消防協力者等損害補償条例施行規則等の一部を改正する規則

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令等の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年7月4日）から施行することにしました。

（消防局企画部人事課）